

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

九州北部豪雨に伴うモータースポーツ関係災害支援策について

[公示No.2017-062]

九州北部豪雨により被災された方へ心よりお見舞い申し上げます

JAFでは、2017年7月に発生した九州北部豪雨により被災されたライセンス所持者の皆様や影響を受けた競技会主催者の皆様に対する支援策として、下記のとおりモータースポーツ関係事務取扱の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

※被災届等の各手続きに必要な書類につきましては、最寄りのJAF支部もしくはJAF総合案内サービスセンターにご連絡いただければ、送付させていただきます。

●ライセンス所持者の皆さまへ

被災により、モータースポーツライセンスを紛失された場合には、再発行手数料を無料といたします。

受付窓口

- ・お電話の場合：総合案内サービスセンターまで（本誌送付封筒裏面参照）
- ・ご来店の場合：JAF支部窓口

受付期間 2017年12月末日まで

●各イベント主催者、クラブ・団体の皆さまへ

◆当該災害の影響で2017年に開催予定の競技会開催が変更、または中止となった場合には、スポーツカレンダー変更、取消申請を無料で受付いたします。

対応内容

- ・変更の場合は変更手数料を無料といたします。ただしスポーツカレンダー登録規定による所定の同意書は必要といたします。
- ・取消の場合は取消手数料を無料とし、併せて納付済みのカレンダー登録料を返金いたします。（日本選手権競技の場合、選手権登録申請料も併せて返金いたします。）

申請方法

- ・カレンダー登録申請を提出したJAFの支部窓口にご連絡ください。
- ・スポーツカレンダー変更・取消申請書にご記入・ご捺印の上ご提出ください。

申請期間 2017年12月末日まで

◆当該災害の影響で2017年に開催予定の競技会を中止し、すでに組織許可申請済みの場合は組織許可申請料を返金いたします。

対応内容

- ・納付済みのカレンダー登録料等（*）と併せて返金いたします。

*：クロズド競技開催届出料を含みます。

申請方法

- ・組織許可申請を提出したJAFの支部窓口にて「九州北部豪雨被災届」をご提出ください。

申請期間 2017年12月末日まで

◆当該災害の影響でライセンス講習会を事前に中止した場合は、開設申請料を返金いたします。

申請方法

- ・開設申請を提出したJAFの支部窓口にて「九州北部豪雨被災届」をご提出ください。

申請期間 2017年12月末日まで

◆当該災害の影響でJAFクラブ登録印等を紛失、または破損した場合には、JAFクラブ登録印を無料で再発行いたします。（競技会の大会事務局印の場合も同様に対応いたします。）

申請方法

- ・お近くのJAFの支部窓口にて「JAF登録印再発行届」を提出してください。

申請期限 2017年12月末日まで

※本支援策は、災害が発生した7月5日に遡って適用いたします。

※FIA料金は対象外といたします。

※本支援内容に追加、変更があった場合は、JAFホームページにてご案内いたします。

JAFスポーツ資格登録規定の一部改正

[公示No.2017-063]

第1章 総 則 略

第2章 許可証の種類 略

第3章 競技許可証 略

第1条 競技許可証の種類と有効な競技会

1. 競技許可証の種類は、次の通りとする。

1) 国際許可証

(1) 国際競技運転者許可証（A、B、C、R（Cレース除外）、ドラッグレース、ソーラーカー）

(2) 国際競技参加者許可証

2) 国内許可証

(1) 国内競技運転者（兼参加者）許可証（A、B）

(2) 限定国内競技運転者許可証A

(3) 国内競技参加者許可証

なお、許可証上の所持者名は、国際許可証の場合はローマ字を用い、国内許可証の場合はカタカナ、またはローマ字を用いる。

また、競技運転者許可証について、国内競技規則8-11により仮名の使用が認められた場合でも、本名を併記しなければならない。

以降、第5章 エキスパート・ライセンス まで略

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2017年11月1日より施行する。

以上

2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定の一部改正

[公示No.2017-064]

2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定を以下の通り一部改正することとなりましたので、

お知らせします。

2017年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定 一部改正内容

※下線部分：変更箇所

一部改正内容	現行規定
第1条 (略)	第1条 (略)
第6条 部門およびクラス区分 1. JAFカップオールジャパンジムカーナ 当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条1.1) に下記の部門クラスを加え4部門11クラスで構成される。 <u>スピードPN車両部門</u> <u>クラスWomen: 2輪駆動 (FF、FR) のPN車両</u> 2. JAFカップオールジャパンダートトライアル 当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条2.1) に下記の部門クラスを加え6部門11クラスで構成される。 <u>スピードPN車両部門</u> <u>クラスWomen: 2輪駆動 (FF、FR) のPN車両</u>	第6条 部門およびクラス区分 1. JAFカップオールジャパンジムカーナ 当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条1.1) と同一とする。 2. JAFカップオールジャパンダートトライアル 当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第12条2.1) と同一とする。
第7条～第8条 (略)	第7条～第8条 (略)
第9条 参加資格と優先順位 1. 当該年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラス10位までの者。 2. 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラス6位までの者。 3. オーガナイザーの選考に基づく者。 ただし、前項1. および2. に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。 4. <u>第6条1. および第6条2. のスピードPN部門クラスWomenの参加者は、女性(公的な書類等による性別が女性(FEMALE))とし、且つ前項1. ～3. の何れかを満たさなければならない。</u>	第9条 参加資格と優先順位 1. 当該年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラス10位までの者。 2. 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラス6位までの者。 3. オーガナイザーの選考に基づく者。 ただし、前項1. および2. に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。
第10条 同一競技会の参加制限 1. 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。 2. 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は同一クラス内に限り認められる。ただし、PN車両部門クラスWomenは同一部門内に限り認められる。	第10条 同一競技会の参加制限 1. 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。 2. 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は同一クラス内に限り認められる。
第11条～第17条 (略)	第11条～第17条 (略)
第18条 本規定の施行 本規定は2017年7月28日から施行する。	第18条 本規定の施行 本規定は2017年1月1日から施行する。

*年号の修正については省略

I 第1編 レース車両規定:

第1章 車両の分類 改正なし。

第2章 レース車両の排気音量規制 改正なし。

第3章 公認車両および登録車両に関する一般規定

1. 第2条「一般事項」2.2)「許される変更の限度」の以下の箇所を削除する。

JAFは、予告期間をもって触媒装置の装着を義務付ける。

2. 第8条「車体」8.3)「車室」4)を次の通り改める。
車室は、エンジンルーム、燃料タンク、オイルタンク、ギアボックス、プロペラシャフトから隔壁で完全に隔離されていなければならない。

第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定

1. 第7条「後方視界」を次の通り改める。
後方視界は、リアウィンドウの少なくとも幅50cm、高さ10cmの範囲を見渡せる1つの室内ミラー、および2個の室外ミラーによって確保されなければならない。ただし、室内ミラーを別途有効な後方視界を得る装置(室内ミラーと同等の効果を得られる装置)に代えることが許される。
2. 第13条「座席」8)を次の通り改める。
運転席とドアロールバーの間には機械装置の設置は許可されない。

第5章 量産ツーリングカー (N1) 改正なし。

第6章 特殊ツーリングカー (N2) 改正なし。

第7章 グランドツーリングカー-300

第1節 グランドツーリングカー-300 (JAF-GT300)

1. 第3条「車体および外部寸法」3.2.2)「その他のウィンドウ」2)を次の通り改める。

ドアウィンドウガラスは機能が保持されているならば、作動方法、方式を変更することが許される。

【2018年以降の新型車について】

ドアのウィンドウガラスは4mmアレッキーを使用して操作するクイックファスナーにより、コクピットの外側から取り除くことができないなければならない。

2. 第3条3.3.3.3)「天井部分の開口」を次の通り改める。
天井部分に開口部を1つ設置することができるが、下記および12.11) (ドライバー救出作業用開口)の条件を満たさなければならない。

3. 第6条「配管とポンプおよび燃料タンク」6.1.2)を次の通り改める。

エンジンにつながるすべての燃料補給パイプにはすべて自動の遮断弁が付いていなければならない。

これら遮断弁は燃料タンクに直接取り付けられ、燃料装置中の圧力のかかった配管の1つが破損したり漏れたりした場合に、すべての燃料配管を自動的に閉じるものとする。

4. 第12条「安全装備、装置」12.3)「座席、ヘッドレスト」以下を追加する。

【2018年以降の新型車について】

FIA基準8862-2009に従い公認された競技用座席を使用し

なければならない。

ドライバーと公認座席の間に使用される一切のクッションの最大肉厚は=50mmであること。

5. 第12条「安全装備、装置」12.10)「消火装置」に以下を追加する。

【2019年以降の競技車両について】

FIA規格8865-2015 (テクニカルリストNo.52)に合致した消火装置の装着が義務付けられる。

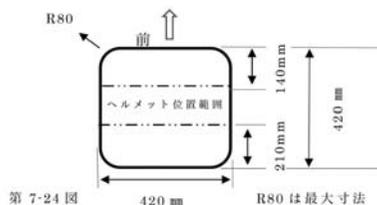
6. 第12条「安全装備、装置」に以下を追加する。

12.11) ドライバー救出作業用開口

【2018年以降の新型車について】

- 1) ドライバーの救出作業のためにヘルメットの上部に7-24図に示す420mm×420mmの開口部を設けなければならない。

- 2) その開口はカバーによって閉鎖されなければならないが、カバーはファスナーで固定され、固定方法はJAFに申請し承認を得ること。



第7-24図 R80は最大寸法

7. 第13条「その他の要素」に以下を追加する。

【2018年以降の新型車について】

13.3) 車両を吊り上げる装置

車両吊上げの迅速化を図るため、JAFが指定する吊上げ装置をロールケージに設置すること。

吊上げ装置の取り付けはJAFに申請し承認を得るものとする。

吊り上げ装置への作業は容易でなければならない、その位置は次のようにマーキングされなければならない:

・2つの装置の装着部のルーフ開口部の周囲には幅5mmの円でマーキングされなければならない。

開口部が横方向から見えない場合、矢印が横から見えるように(片側1箇所)明示されなければならない。

・開口部のエリアは、吊り上げピンの挿入が必要な場合にそれを妨げるような走路からの破片が入ることがないように、覆わなければならない。

グローブをはめたマーシャルが困難なく、また何かを要することなく、容易に剥がすことができる覆いステッカーによりピンの挿入が正確に完全に実施される必要がある。堅牢なカバーは禁止される。

13.4) レース用ネット

レース用ネットの使用が義務付けられる。

FIA基準8863-2013 (テクニカルリストNo.48)に従い装着方法はJAFに申請し承認を得ること。

第2節 グランドツーリングカー-300マザーシャシー (JAF-GT300MC)

1. 第3条「車体および外部寸法」3.2.2)「その他のウィンドウ」2)を次の通り改める。

2) ドアウィンドウガラスは機能が保持されているならば、作動方法、方式を変更することが許される。

【2018年以降の新型車について】

ドアのウィンドウガラスは4mmアレッキーを使用して操作するクイックファスナーにより、コクピットの外側から取り除くことができないなければならない。

2. 第3条3.3)「車体」3.3.3.3)「天井部分の開口」を次の通り改める。

天井部分に開口部を1つ設置することができるが、下記および12.10) (ドライバー救出作業用開口) の条件を満たさなければならない。

3. 第6条「配管とポンプおよび燃料タンク」6.1.2) を次の通り改める。

エンジンにつながるすべての燃料補給パイプにはすべて自動の遮断弁が付いていなければならない。

これら遮断弁は燃料タンクに直接取り付けられ、燃料装置中の圧力のかかった配管の1つが破損したり漏れたりした場合に、すべての燃料配管を自動的に閉じるものとする。

4. 第12条「安全装備、装置」12.3)「座席、ヘッドレスト」に以下を追加する。

【2018年以降の新型車について】

FIA基準8862-2009に従い公認された競技用座席を使用しなければならない。

ドライバーと公認座席の間に使用される一切のクッションの最大肉厚は=50mmであること。

5. 第12条「安全装備、装置」12.9)「消火装置」に以下を追加する。

【2019年以降の競技車両について】

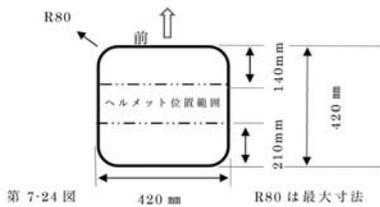
FIA規格8865-2015 (テクニカルリストNo.52) に合致した消火装置の装着が義務付けられる。

6. 第12条「安全装備、装置」に以下を追加する。

【2018年以降の新型車について】

1) ドライバーの救出作業のためにヘルメットの上部に7-24図に示す420mm×420mmの開口部を設けなければならない。

2) その開口はカバーによって閉鎖されなければならないが、カバーはファスナーで固定され、固定方法はJAFに申請し承認を得ること。



第 7-24 図

7. 第13条「その他の要素」に以下を追加する。

【2018年以降の新型車について】

13.3) 車両を吊り上げる装置

車両吊上げの迅速化を図るため、JAFが指定する吊上げ装置をロールケージに設置すること。

吊上げ装置の取り付けはJAFに申請し承認を得るものとする。

吊り上げ装置への作業は容易でなければならないが、その位置は次のようにマーキングされなければならない：

・2つの装置の装着部のルーフ開口部の周囲には幅5mmの円でマーキングされなければならない。

開口部が横方向から見えない場合、矢印が横から見えないように(片側1箇所)明示されなければならない。

・開口部のエリアは、吊り上げピンの挿入が必要な場合にそれを妨げるような走路からの破片が入ることがないように、覆われていなければならない。

グローブをはめたマーシャルが困難なく、また何かを要することなく、容易に剥がすことができる覆いステッカーによりピンの挿入が正確に完全に実施される必要がある。堅牢なカバーは禁止される。

13.4) レス用ネット

レス用ネットの使用が義務付けられる。

FIA基準8863-2013 (テクニカルリストNo.48) に従い装着方法はJAFに申請し承認を得ること。

第8章 グランドツーリングカー500 (JAF-GT500)

改正なし。

第9章 競技専用車両(ナショナルフォーミュラ)に関する定義

改正なし。

第10章 スーパーFJ (S-FJ)

改正なし。

第11章 フォーミュラ4 (F4)

1. 第2条「車体と寸法」2.1)「車幅」2.1.1) を次の通り改める。

ステアリングホイールを直進状態にしたときのコンプリートホイールを含む車体の全幅は1,750mmを超えてはならない。

2. 第2条「車体と寸法」2.1)「車幅」2.1.2)「フロントホイールの中心線より前方の幅」を次の通り改める。

フロントホイールの中心線より前方の車体の全幅は1,400mmを超えてはならない。

3. 第2条「車体と寸法」2.1)「車幅」2.1.3)「フロントホイールとリアホイールの間の形状」を次の通り改める。

フロントホイールの中心線より後方とリアホイールの中心線の前方にある車体の最大幅は1,400mmを超えてはならない。この中に衝撃吸収構造体は含まれる。

エアボックスを除き、リアホイールの中心線より前方の車体で、リアコンプリートホイールの高さより上方の車体のいかなる部分も、車両の縦方向軸の中心から450mmを超えてはならない。

4. 第2条「車体と寸法」2.3)「高さ」を次の通り改める。

ドライバーが正常に着座し、また正常にレース装備した車両のいかなる部分も、安全ロール構造体を除き、地上から950mmを超えてはならない。

安全ロール構造体のうち、地上高950mmを超える部分は、車両の性能に大きく影響を与えるような空気力学的形状をもってはならない。

5. 第2条「車体と寸法」2.7)「ウイング」を次の通り改める。

フロントおよびリアウイングは2枚で構成され3枚以上で構成することは禁止する。なお、ウイングの形状は前方および上方から見て長方形であり、全域にわたって同一断面形状を維持しなくてはならない。

各ウイングにガーニーフラップの取り付けが許されるが、外形形状は平板であれば自由、ただし同一断面形状をなすウイングの後端から前後30mm範囲に限り許される。このガーニーフラップとウイングとの間に隙間を開けてはならない。

各ウイングには平板の翼端板を設ける事ができる。フロントウイングの翼端板の全ての角度(上側、下側共)には車両側方から見て、最小半径35mmのRを付けなければならない。また、平板の周囲は、半径5mm以上の円弧の断面形状を持つこととする。このR形状を形作る範囲は平板とならなくてもよい。

フロントウイングの翼端板と車体を結ぶステーをウイングと平行に設けることができる。ただし、このステーは直線で、その断面形状は真円に限る。また、車両の前方、上方から見て車両の左右のステーは直線に配置されなければならない。リアウイングの翼端板と車両を結ぶステーをウイングと平行に設けることができる。ただし、このステーは直線でその位置はリアホイールセンターより上方であり、このステーをウイングとはみなさない。

6. 第3条「重量」3.1)「車両の最低重量」を次の通り改める。

大会期間中を通じ570kgを下回ってはならない。

7. 第4条「エンジン」4.1)「エンジンの種類」を次の通り改める。

レシプロピストンによる一般市販エンジンが使用できる。一般市販とは、誰もが容易に購入できるよう、価格と販路が公開される事である。ただし性能の均等化の為、新規に使用するレース用エンジンは吸気系、電気系の補機を含め(エキゾーストパイプを除く) JAFに申請し、承認を受けなければならない。

8. 第4条「エンジン」4.3) 「エンジンの改造」を次の通り改める。

規定によって許されていないすべての変更および調整、仕上げは厳禁される。

エンジンに対して行うことのできる作業は、エンジン性能の個体差をなくし、性能を向上させると同時に恒久的にコストの削減を目的とした作業のみである。

具体的には鋭角部の除去、角部のR作業、シリンダーヘッドポート内の研磨加工、クリアランスの調整作業である。ただし、元の寸法を変更することは許されない。元の寸法とは申請され承認を受けたエンジンの諸元表に記載された寸法のことである。

これら以外に使用による磨耗事故によって損傷した部品は、いずれも損傷した部品と全く同一の日本国内で購入できる(輸出用を含む)部品によってのみ交換が許される。シリンダーヘッドとエアボックスの間の吸気装置は自由とする。

ただし、吸気系の長さを可変できる装置、およびそれに類する装置はすべて禁止する。また空気の量をコントロールするスロットルバルブの径は最小43mm、最大45mmで最大4個までとする。但し、シングルスロットルの場合はこの限りではない。吸/排気ポートの切削による加工は自由。ただし、肉盛り等、材料の付加は方法の如何を問わず許されない。

また、ポートに対するインサート等の加工も許されない。円形断面を有する、長さ3mm、直径25mmの並行孔のエアリストリクターを取り付けること。エンジンに吸入される空気はすべてこのエアリストリクターを通過すること。1.2)に従いエアリストリクター径が変更されることがある。エアリストリクターは、金属性でなければならない。

但し、4.3)で定めるエアリストリクターはシングルスロットルの場合はこの限りではない。

エアボックスの材質は多孔性でない限り自由とするが容積は最大9.5ℓとする。

また、エアボックスはコンプリートホイールから150mm以上離れていなければならない。

マニホールド、インジェクター、エアボックスおよびエアリストリクターを含む全吸気系は長さ1,000mm、幅500mm、高さ500mmの箱に納まるものでなければならない。ただし、水平対向エンジンについては、エアリストリクターは500mm×500mm×380mmを超えることのないエアボックスに取り付けること。

9. 第4条「エンジン」4.3.5)を次の通り改める。

カムシャフト、カムギア、バルブスプリング、バルブシート、バルブリフター、ロッカーピボット、バルブクリアランスの調整機構は自由とする。ただし、可変バルブタイミングシステムの使用は自由とする。バルブタイミングシステムを利用しない場合、これに伴う最小限の改造は許される。材質の変更は禁止される。

10. 第4条「エンジン」4.3.13)を次の通り改める。

性能の均等化の為、ECUおよびインタークシステムはJAFに申請し、承認を受けなければならない。

11. 第4条「エンジン」4.4) 「吸気系統の制御」を次の通り改める。

F4エンジン吸気系、真空度コントロール器具。シングルスロットルのエンジンにはこの器具は適用しない。

以下に示すコントロール器具は、F4用吸気系の真空度をチェックするための最良の方法であり、控訴の可能性がないものである。すべてのF4は、レース前後にこれをチェックするため、技術委員の処理により本器具を取り付け

なければならない。この器具のねらいは、吸気系の中に人工的に真空をつくることであり、下記のものが含まれる。

(以下略)

12. 第5条「駆動装置」5.1.4)を次の通り改める。

横置きギアボックスおよびリアアクスルより前方のギアボックスは許されない。

動力アクチュエータを利用したシフト方式は許可される。シフトスイッチの位置は自由。

13. 第11条「安全装置」11.9.2) 「側面防護体」を次の通り改める。

側面防護体は高さ150mm以上あること。それらは、車両の縦の中心線から最小550mmの両側にあり、ステアリングホイールから燃料タンク背面まで連続して設置されなくてはならない。側面防護体は、180kPa (18N/cm²)以上の衝撃強度をもつコアを用いたサンドイッチ構造であること。

サンドイッチ構造の表面板には225MPa (225N/mm²)の引っ張り強度と5%の最小伸張度をもつ表裏の合計厚さ2.0mm以上のアルミニウムの合金板あるいは同等の強度を持つ材料で構成されなければならない。それぞれの防護体は最小2,000mm²の断面積を有すること。側面防護体は側面衝撃の緩和を有効にするため車体横断して堅固に連結すること。ラジエーターをこれら構造体に取り入れることができる。このコアの中に水パイプを通すことは許されるが、燃料、オイル、配線を通してはならない。

FIAが定めるF4サバイバルセルで側方貫通パネルを備える車両はこの側面防護体を備えなくても良い。

14. 第11条「安全装置」11.10) 「ホイールテザー」を次の通り改める。

ホイールと車両との結合を保つすべてのサスペンション連結部が破損した際にホイールが車両から外れるのを防ぐために、ホイールテザーの装着が認められる。テザーの強度要件は引っ張り強度70kNであることが望ましい。ホイールテザーを装着する場合は、車両の主要構造体と各ホイール/アップライトアセンブリを、断面積が75mm²を上回る柔軟性のあるケーブルで連結しなければならない。

ホイールテザーを保持するカバーをサスペンションアームに取り付けることが許される。ただし、空力的な影響を及ぼさない形状に限る。このカバーにブレーキラインを取り込むことは認められる。

第12章 スーパーフォーミュラ (SF)

1. 第2条「車体と寸法」2.11.3)を次の通り改める。

車両の走行中に、これらの領域の関係が変化する可能性が無いことを確実にするため、堅固な複数の支持体を使用し、互いに架橋されなければならない。

ただし、JAFに申請し承認され、車両供給者によってのみ提供されるドライバーによって調整可能なドラッグ抑制システム(DRS)装置を装備することが許される。

2. 第4条「エンジン」4.2.1) 「燃料系統」2) 燃料流量制限機構を削除し、以降の項番を繰り上げる。

1) 燃料ポンプ

JAFに申請し承認された高圧燃料ポンプおよびポンプカムプロフィールの使用が義務付けられる。

車室内、車体外部への設置を禁止される。

2) 燃圧

減速時を除き、高圧側200bar、低圧側8barを上限とする。

3) 燃料インジェクター

JAFに申請し承認された燃料インジェクターの使用が義務付けられる。1個/シリンダーとする。

3. 第4条「エンジン」4.6) 「エンジンコントロールコンピュータ」を次の通り改める。

4.6) エンジン制御

4.6.1) JAFに申請し承認された燃料流量制限機構、または吸入空気流量制限機構の何れかを装着しなければならない。

4.6.1.1) 燃料流量制限機構

エンジンに供給される燃料流量規制回路と一時的な増量のための短絡回路から構成される制御機構で4.2.1) 燃料系統に装着され短絡回路が動作している場合を除き、エンジンに供給されるすべての燃料が通過しなければならない。

4.6.1.2) 吸入空気流量制限機構

エンジンに供給される全ての空気量の制御機構で、エアリストリクター単独またはエアリストリクターと一時的な増量のための短絡回路で構成され、過給装置の上流までの間に装着される。短絡機構が動作している場合を除き、エンジンに供給されるすべての空気がエアリストリクターを通過しなければならない。

4.6.2) エンジンコントロールコンピューター

JAFの指定するエンジンコントロールコンピューターを使用しなければならない。

第13章 リブレ (その他の車両) (NE)

改正なし。

II 第2編 ラリー車両規定:

1. 第2章第3条消火装置を以下の通り改める。

手動消火器または自動消火装置を装備することが義務付けられる。これらの消火装置はFIAの認定を受けたものであることが望ましい。ただし、第1種アベレージラリーに出場する車両については消火装置を装備することを推奨とする。

2. 第2章第6条けん引用穴あきブラケットを以下の通り改める。

すべての車両はすべての競技に際して前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

このけん引用穴あきブラケットは車両が自由に移動できる場合にのみ使用されるものとする。

また、これは明確に確認でき、黄色、あるいは赤、またはオレンジ色で塗装されていなければならない。

ただし、第1種アベレージラリーに出場する車両についてはけん引用穴あきブラケットを装備することを推奨とする。

3. 第3章第3条「エンジン」の3.13) を以下の通り改める。

変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第4編付則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する付則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる(マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む)。

- ①排気管は左または右向きに開口してはならない。
- ②触媒コンバーター、排気ガス再循環装置、O₂センサー、二次空気導入装置等が当初の通り取り付けられていること。
- ③遮熱板等の熱害対策装置は同一の構造を有し、かつ同じ位置に備えられ損傷・脱落がないこと。
- ④いかなる場合も、当該車両の保安基準適合品への変更であり、音量規制値および排気ガス規制値に適合していること。

4. 第4章第8条「車体」を以下の通り改める。

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編付則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1) 車体外部 8.1.1) ~8.1.4) を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

8.1.1) 空力装置

第4編付則「アクセサリー等の自動車部品」に示

された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

- ①最低地上高
- ②鋭い突起を有していないこと。
- ③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。
- ④第4編付則に定める「エア・スポイラの構造基準」を満足すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)およびリアスカートの部品を取外すことができる。

- 8.1.2) フロントスポイラー: 装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。
- 8.1.3) リアスポイラー: 装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。
- 8.1.4) サイドスカート: 装着・変更が許される。(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)

5. 第5章第4条「排気系」を以下の通り改める。

4.1) 排気系(エキゾーストマニホールドを含む)の変更は許されるが、下記の規定を満たしていなければならない。変更する場合、第4編付則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する付則」に留意すること。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することによって、音量を規制することができる(マフラーおよび排気管の変更について制限することも含む)。

- ①排気管は左または右向きに開口してはならない。
- ②触媒コンバーター、排気ガス再循環装置、O₂センサー、二次空気導入装置等が当初の通り取り付けられていること。
- ③遮熱板等の熱害対策装置は同一の構造を有し、かつ同じ位置に備えられ 損傷・脱落がないこと。
- ④当該車両の保安基準適合品への変更であり、音量規制値及び排気ガス規制値に適合していること。

6. 第6章第8条「車体」を以下の通り改める。

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編付則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

8.1) 車体外部 8.1.1) ~8.1.4) を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

8.1.1) 空力装置

第4編付則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

- ①最低地上高
- ②鋭い突起を有していないこと。
- ③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。
- ④第4編付則に定める「エア・スポイラの構造基準」を満足すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート(フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分)およびリアスカートの部品を取外すことができる。

- 8.1.2) フロントスポイラー: 装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。
- 8.1.3) リアスポイラー: 装着・変更が許される。ただ

し、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

- 8.1.4) サイドスカート：装着・変更が許される。（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

Ⅲ 第3編 スピード車両規定：

1. 第2章「スピードP車両規定」第3条「エンジン」3.3.1)を以下の通り改める。

3.2.1) フィルター：フィルターカートリッジの変更は、当初のものと同一の方式、材質、形状のものであれば認められる。

2. 第3章「スピードPN車両規定」第3条「エンジン」3.3.1)を以下の通り改める。

3.3.1) フィルター：フィルターカートリッジの変更は、当初のものと同一の方式、材質、形状のものであれば認められる。

3. 第3章「スピードPN車両規定」第9条「車体」を以下の通り改める。

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編付則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) 車体外部 9.1.1)～9.1.4)を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

9.1.1) 空力装置

第4編付則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①最低地上高

②鋭い突起を有していないこと。

③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

④第4編付則に定める「エア・スポイラーの構造基準」を満足すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

9.1.2) フロントスポイラー：装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。

9.1.3) リアスポイラー：装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

9.1.4) サイドスカート：装着・変更が許される。（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

4. 第4章「スピードN車両規定」第3条「エンジン」3.3.1)を以下の通り改める。

3.3.1) フィルター：フィルターカートリッジの変更は、当初のものと同一の方式、材質、形状のものであれば認められる。

5. 第4章「スピードN車両規定」第9条「車体」を以下の通り改める。

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編付則に定める「アクセサリー等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) 車体外部 9.1.1)～9.1.4)を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、全長、全幅および全高は変更しないこと。

9.1.2) 空力装置

第4編付則「アクセサリー等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合で

も下記事項に留意すること。

①最低地上高

②鋭い突起を有していないこと。

③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。

④第4編付則に定める「エア・スポイラーの構造基準」を満足すること。

また、内部構造が剥き出しにならないことを条件にフロント・リアスポイラー、サイドスカート（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）およびリアスカートの部品を取外すことができる。

9.1.3) フロントスポイラー：装着・変更が許される。ただし、一体型を含みバンパーの変更は許されない。

9.1.4) リアスポイラー：装着・変更が許される。ただし、トランクおよびリアゲートとの一体型は許されない。

9.1.5) サイドスカート：装着・変更が許される。（フロントフェンダーアーチ後端からリアフェンダーアーチ前端までのサイドステップ部分）

6. 第5章「スピードSA車両規定」第3条「エンジン」3.3.2)を以下の通り改める。

3.3.2) マフラーおよび排気管：マフラーおよび排気管（原動機の排気ポート以降の触媒コンバーターを除く管）は、材質、形状（管の太さ、口径等を含む）および排気管の経路を変更することができ、また、排気管出口が複数であったものを単数にすることもできる。変更する場合、第4編付則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する付則」に留意すること。

ただし、変更、交換の有無に拘わらず下記①～③の規定を満たすこと。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することにより、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することを含む）。

また、第4編付則「ラリー車両およびスピード車両（P車両、PN車両、N車両、SA車両、B車両）の排気音量測定に定める指導要綱」に従い排気音量を測定することができる。

①排気管は左向きまたは右向きに開口していないこと。

②当該自動車に当初から備えられている触媒コンバーター、排気ガス再循環装置、O₂センサー、二次空気導入装置等（各装置の配管・配線を含む）は取外したり、改造してはならない。

③遮熱板等（断熱塗装を含む）の熱害対策装置は当初の遮熱性能を有していること。なお、当該自動車の断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車については、排気管およびマフラーの遮熱板（同位置の車体側遮熱板を含む）については装着されていなくとも差し支えない。

7. 第5章「スピードSA車両規定」第4条「シャシー」4.2)を以下の通り改める。

4.2) 全長、全幅および全高：9.2)を簡易的(蝶ねじ等)または固定的(ボルト、ナット等)に取り付ける場合を除き、変更しないこと。

Ⅳ 第4編 付則：に以下を追加する。

ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する付則

平成22年4月以降に生産された車両（当該車両の自動車検査証の備考欄に「マフラー加速騒音規制適用車」の記載がある車両）のマフラーは、以下を満足していること。

なお、平成28年10月1日以降に型式指定を受けた車両に後付消音器を装着する場合は、該当する道路運送車両の保安基準の細目告示（平成28年4月20日施行）に従った騒音基準を満たす

こと。

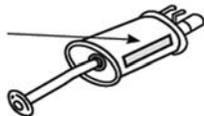
1 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

2 次のいずれかの表示があること。

(1) 純正品表示

(車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(2) 装置型式指定品表示 (装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示)



(3) 性能等確認済表示

(登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示)

(例)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)
確認機関の略称の例：JQR JATA JARI

(4) 国連欧州経済委員会規則 (UN規則) 適合表示 (Eマーク)

表示例：数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります (43：日本)



(5) 欧州連合指令 (EU指令) 適合品表示 (eマーク)

表示例：数字は認定国の番号を示し、認定国により変わります (1：ドイツ)



3 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(1) 加速走行騒音レベルが82dB以下である車両。公的試験機関が実施した試験結果 (加速走行騒音試験結果) が必要となる。

(2) 加速走行騒音レベルがUN規則またはEU指令に適合する車両等。

外国の法令に基づく書面または表示で確認することができる。例えば以下のものがある。(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要。)

① COCペーパー (EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

② WVTALラベルまたはプレート (EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの。)

以上

2018年 日本レース選手権規定

[公示No.2017-066]

※下線部 改正箇所

第1章 総 則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟 (以下「JAF」という。) は、2018年 (以下「当該年」という。) のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。

第2条 選手権の区分

日本レース選手権は次の通り区分する。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権

地方選手権の呼称は、1サーキットで1シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名を付し、また、複数のサーキットで1シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第3条 選手権の構成

1. 全日本選手権

全日本選手権は、次の2部門で構成される。

- 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権 (以下「SF」という。)
ドライバーおよびチームに選手権を与える。
- 2) 全日本フォーミュラ3選手権 (以下「F3」という。)

ドライバー、チームおよびエンジンチューナーに選手権を与える。

2. 地方選手権

地方選手権は、次の4部門で構成される。1)、3)および4)は、国内スポーツカレンダー登録規定の別表による地域別にドライバーに選手権を与える。2)は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。

- 1) フォーミュラ4地方選手権 (以下「F4」という。)
- 2) FIA-フォーミュラ4地方選手権 (以下「FIA-F4」という。)
- 3) スーパーFJ地方選手権 (以下「S-FJ」という。)
- 4) ツーリングカー地方選手権 (以下「ツーリングカー」という。)

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離 (以下「当初のレース距離」という。) を定める。

区 分	部 門	1ヒートの競技		2ヒート以上の競技		
		最 短	最 長	1ヒートの距離		合 計
全日本 選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	F 3	65km	100km	65km	75km	150km
	F 4	30km	100km	45km	75km	150km
地 方 選手権	FIA-F 4	30km	30分 又は 100km	-	-	-
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	ツーリングカー	30km	45分 又は 100km	-	-	-

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前に当初のレース距離を短縮することができる。
短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権レースとして認定される。

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。
ただし、FIA-F 4は、7回以上開催されなければ成立しない。
2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. 不可抗力によりレースが中止された場合の取り扱いは次の通りとする。
 - 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
 - 2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離が当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - 3) 先頭車両が当初のレース距離の75%以上を走行した後でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
4. 前条2項により当初のレース距離が短縮された場合、前項の2) および3) の75%の計算は短縮された距離に基づく。

第6条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のレースには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のレースには、前項の規則、規定のほか、各部門毎に別に定める次の統一規則が適用される。
 - 1) 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則
 - 2) 全日本フォーミュラ3選手権統一規則

第7条 競技の格式および認定

1. 全日本選手権および地方選手権は、自動車競技の組織に関する規定第3条「競技会」に従った格式の競技とする。
2. 全日本選手権または地方選手権のレースとして申請されたものの中からJAFが認定したレースのみが、選手権タイトルの使用を許される。
3. JAFは、レース終了後、選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断したレースを選手権から除外し、そのレースからタイトルを取り消すことがある。

第8条 選手権の登録申請

日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事

項を記載しJAFに申請書を提出すること。

なお、FIA-F 4については、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJAFに申請書を提出する。

1. 選手権レースの開催月日、区分、部門
2. 開催場所、1周の距離
3. レースの走行距離（周回数）
4. その他、必要記載事項

第9条 組織許可

日本レース選手権として認定されカレンダー登録が認められたレースのオーガナイザーは、下記の期日までに所定の書式により当該レースの組織許可申請書をJAFに提出しなければならない。

- 1) 全日本選手権（国際格式）：開催日の4ヶ月前
- 2) “ ” （国内格式）：開催日の3ヶ月前
- 3) 地方選手権：開催日の2ヶ月前

第10条 日本レース選手権の公示

JAFは、各年度の初めまでに日本レース選手権として認定したレースを公示する。

第11条 日本レース選手権の延期、中止、非開催

1. 日本レース選手権として認定されたレースの開催を延期し、または開催が不能となった場合、当該レースのオーガナイザーは、その開催予定日の2ヶ月前までに、その理由を付してJAFに届け出を行い承認を得た上、必要な公示を行わなければならない。
2. 日本レース選手権として認定されたレースを、正当な理由なく、中止または開催しなかったオーガナイザーは、次年度の選手権レースの開催を認められない。

第12条 賞の授与

JAFは、第17条および第21条に定める得点基準に基づき、選手権の各部門の最高得点者をその部門の日本レース選手権保持者として認定し、「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第13条 規則違反

1. JAFは、日本レース選手権に適用される規則または規定に重大な違反を犯した者を選手権から除外することがある。
2. JAFは、競技会審査委員会により国内競技車両規則違反に起因する失格を宣告された者が当該年度に獲得した選手権得点を遡及して無効とすることがある。

第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により本選手権規定を適用できない場合、JAFがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第15条 参加車両

選手権に参加できる車両は、部門毎の選手権統一規則にこれを定める。

第16条 ドライバーの参加資格

1. SF
国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。
2. F3
国内競技運転者許可証A以上の所持者または、限定国内競技運転者許可証A所持者の内、JAFスポーツ資格登録規定第2条2. 8) に該当する者が参加できる。
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。
ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にFIAスーパーライセンスを所持している者。
- 2) 2016年～2017年のGP2/F2、SFまたはFormula Renault 3.5 Seriesにおいて、シリーズランキング上位8位までの者。

第17条 得点基準

1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJAFに登録されたドライバー、チームおよびエンジントーナメントを対象とする。
2. 得点の基準および複数の者が同一の得点を得た場合の上位者の決定方法は、各部門の選手権統一規則でこれを定める。

第3章 地方選手権

第18条 参加できる車両

1. F4：

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるフォーミュラ4(F4)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. FIA-F4：

当該年のFIA国際競技規則付則J項に定めるFIA-F4とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
3. S-FJ：

当該年のJAF国内競技車両規則に定めるスーパーFJ(S-FJ)とし、本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
4. ツーリングカー：

オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第19条 ドライバーの参加資格

1. F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

 - 1) 過去のレース出場実績が3回以上。
 - 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
 - 3) 過去にレースの出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
 - 4) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
2. FIA-F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2015年～2017年にGP2/F2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2015年～2017年にGP2/F2、SF、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

る者は、参加できない。

4. ツーリングカー

国内競技運転者許可証A以上の所持者が参加できる。

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分(赤旗による中断時間は除く)とする。
2. 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
3. ただし、競技会審査委員会がやむを得ない状況であると判断した場合は、この限りではない。
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FIA-F4は、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4については、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)
- ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表(F4、S-FJ、ツーリングカー)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点
	8点	9点	10点				
	3点	2点	1点				

●得点基準表(FIA-F4)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点
	8点	9点	10点				
	4点	2点	1点				

2. ドライバーは、選手権レースによって異なった車両で参加しても、その車が当該部門の参加車両の規則に合致していれば、年間を通してその部門の得点は加算される。
3. ドライバーは、複数の選手権レースに出場して得た得点のうちから、高得点順に次項に定めるレース数の得点を合計して選手権得点とすることができる。
4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。
 - 1) F4およびS-FJ：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%(小数点以下四捨五入)とする。
 - 2) FIA-F4：

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。
 - 3) ツーリングカー：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の70%(小数点以下四捨五入)とする。

ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5回に満たない場合、開催された当該部門のレースのすべてが選手権得点の対象となる。
5. 同一部門で、複数のドライバーが同一の選手権得点を得た場合、次の基準に基づき上位者を決定する。
 - 1) 有効得点(上記4.による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。

3) 上記1) および2) の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

第22条 本規則の施行

本規則は、2018年1月1日より施行する。

以上

2018年日本ラリー選手権規定

[公示No.2017-067]

※下線部 改正箇所

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2018年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれにドライバー部門およびナビゲーター部門を設ける。

- ・全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記はJapanese Rally Championshipとする。）
- ・地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

第3条 タイトル

JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。認定を受けようとするオーガナイザーは、カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本ラリー選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。
※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。
2. 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

1. 選手権クラスの成立
全日本選手権は、各クラス5台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。
地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。
2. 選手権競技会の成立
全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。
なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。
3. 選手権シリーズの成立
全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立

した競技会数3戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

第5条 適用規則

1. 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。
 - 1) 国際モータースポーツ競技規則およびその付則
 - 2) 国内競技規則およびその付則
 - 3) 本選手権規定
 - 4) 競技会特別規則
2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第2章 全日本選手権

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、JAFが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとす。

第7条 参加車両

当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。

1. RR：
ラリーRR車両。
2. RN：
ラリーRN車両。
3. RJ：
ラリーRJ車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格を有する。
4. RPN：
ラリーRPN車両。同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。
5. AE：
ラリーAE車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	気筒容積が1600cc以下の2輪駆動のRPNおよびAE（気筒容積別区分なし）。
クラス2 (JN-2)	気筒容積が1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動のRPN。
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500cc以下の2輪駆動のRN、RJ。
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ。

クラス5 (JN-5)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRN、RJ、およびRR(気筒容積別区分なし)。
クラス6 (JN-6)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRN、RJ。

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

第10条 得点基準および選手権順位の設定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点を与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	舗装(アスファルト、ターマック等)/積雪(氷結路面を含む)	未舗装(グラベル等)
50km~100km未満	1.0	1.2
100km~150km未満	1.2	1.5
150km以上	1.5	2.0

なお、第6条3.により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技の各レグにおける第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、レグ毎に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2)の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の設定

1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合には高得点順に7戦を、7戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。

2) 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。

3) 上記2)において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。

5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。

(1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数が多い順に順位を決定する。

(2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリトリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリトリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリトリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm(外径39mm未満)を設定すること。
3. 第7条参加車両2.2)による年次制限を設定すること。

第13条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同クラス区分

2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分:

次の1)~3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)~3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1.の全日本選手権と同クラス区分とする。

- 1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とすること。
- 2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
- 3) 上記1)および2)について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第14条 参加資格

1. 地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

2. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

- | | |
|----------------|--|
| JAF北海道ラリー選手権 | : 北海道 |
| JAF東日本ラリー選手権 | : 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉 |
| JAF中部・近畿ラリー選手権 | : 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山 |
| JAF中四国ラリー選手権 | : 岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛 |
| JAF九州ラリー選手権 | : 福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄 |

3. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区

内にすべての行程が設定されなければならない。

第15条 得点基準および選手権順位の設定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2. 選手権順位の設定

- 1) 選手権として成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。
- 2) 上記1)に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAFは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。
- 3) 上記2)において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 4) 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 5) 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - (1) 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - (2) 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第16条 ブリーフィング

すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、ブリーフィングを実施しない場合、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付するものとする。なお、当該指示事項に追加/変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第17条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講じること。
2. オーガナイザーは上記1.の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつそ

の事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第18条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合3日以内に当該理由を付してJAFに報告しなければならない。

第19条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、JAFにその理由を付して届け出を行い承認を受けたいうえ、必要な公示を行わなければならない。
2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。
またJAFは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第20条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとJAFが判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第21条 オブザーバーの派遣

1. JAFは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けなければならない。
3. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2.は適用されない。

第5章 規則の施行

第22条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、JAFにおいて、その処置を決定する。

第23条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

ただし、第3条1.については2017年7月28日から施行する。
以上

「ラリー競技開催規定および付則の一部改正」の全文は11月号に掲載します。なおJAFモータースポーツホームページ (<http://jaf-sports.jp/>) では、「公示（四輪）」No.2017-WEB0012にて公開中です。

2018年FIA国際スポーツカレンダー一覽

[公示No.2017-068]

JAFからの公示・お知らせ

2017年8月9日現在

No	開催日	競技会の名称	オーガナイザー	格式	開催場所
1 *5	2/1~4	2018 FIA International Rally 2018年JAF全日本ラリー選手権第 戦 2018年JAF東日本ラリー選手権第 戦 2018日本スーパーラリーシリーズ第 戦 Rally of Tsumagoi (Grp. A.R.N.R.J)	AG.MSC北海道 JAC ASAMA	国際	群馬
2	4/6~8	2018 SUPER GT Round1 OKAYAMA GT 300KM RACE (JAF-GT,FIA-GT3)	(株)岡山国際サーキット AC (株)GTアソシエーション	国際	岡山国際
3 *5	4/20~22	2018年全日本スーパーフォーミュラ選手権 鈴鹿2&4レース (SF)	GSS SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
4	5/2~4	2018 SUPER GT Round2 富士 GT 500km レース (JAF-GT,FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C (株)GTアソシエーション	国際	富士
5 *5	5/11~13	2018年全日本スーパーフォーミュラ選手権 オートポリス スーパー2&4レース 2018 (SF)	APC (株)オートポリス	国際	オートポリス
6	5/18~20	2018 SUPER GT Round3 鈴鹿 GT レース (JAF-GT,FIA-GT3)	KSCC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
7 *5	5/25~27	2018年全日本スーパーフォーミュラ選手権 スポーツランドSUGO (SF)	(株)菅生 SSC	国際	スポーツランド SUGO
8 *5	6/7~10	2018 FIA International Rally 2018年JAF全日本ラリー選手権第 戦 2018日本スーパーラリーシリーズ第 戦 Montre 2018 (Grp. A.R.N.R.J)	AG.MSC北海道 TAG JAC	国際	群馬
参考 *6	6/29~7/1	2018 SUPER GT Round4 THAI Round (JAF-GT,FIA-GT3)	BURIRAM	国際	BRIRAM
9 *5	7/6~8	2018年全日本スーパーフォーミュラ選手権 富士スピードウェイ (SF)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士
10	8/3~4	FIA ELECTRIC & NEW ENERGIES CHAMPIONSHIP ソーラーカーレース鈴鹿 2018 (ソーラーカー)	(株)モビリティランド JAF	国際	鈴鹿
11	8/3~5	2018 SUPER GT Round5 富士 GT 500mile レース (JAF-GT,FIA-GT3)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C (株)GTアソシエーション	国際	富士
12 *5	8/17~19	2018年全日本スーパーフォーミュラ選手権 ツインリンクもてぎ 2&4レース (SF)	(株)モビリティランド M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
13	8/23~26	第47回サマーエンデュランス 鈴鹿10時間耐久レース (FIA-GT3)	SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
14 *5	9/7~9	2018年全日本スーパーフォーミュラ選手権 岡山国際サーキット (SF)	(株)岡山国際サーキット AC	国際	岡山国際
15 *1 *5	9/14~16	2018 FIA アジアパシフィックラリー選手権 2018年JAF全日本ラリー選手権第 戦 Rally Hokkaido (Grp.A.N.R.R.J)	AG.MSC北海道	国際	北海道
16	9/14~16	2018 SUPER GT Round6 SUGO GT 300KMLレース (JAF-GT,FIA-GT3)	(株)菅生 SSC (株)GTアソシエーション	国際	スポーツランド SUGO
17 *2	10/5~7	2018FIAフォーミュラ1 世界選手権シリーズ 日本グランプリ (F1)	SMSC	国際	鈴鹿
18 *3	①10/12-14 ②10/19-21 ③10/5-7	2018FIA世界耐久選手権シリーズ 6hours of FUJI (LMP-1,LMP-2,GT-Endurance)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士
19	10/19~21	2018 SUPER GT Round7 SUPER GT IN KYUSHU 300KM (JAF-GT,FIA-GT3)	APC (株)オートポリス (株)GTアソシエーション	国際	オートポリス
20 *4	①10/26-28 ②11/2-4	2018FIA世界ツーリングカー選手権 シリーズ 日本ラウンド (FIA-S2000)	(株)モビリティランド M.O.S.C.	国際	ツインリンク もてぎ
21 *5	10/26~28	第17回JAF鈴鹿グランプリ 全日本スーパーフォーミュラ選手権 (SF)	NRC SMSC (株)モビリティランド	国際	鈴鹿
22	11/9~11	2018 SUPER GT Round8 MOTEGI GT GRAND FINAL (JAF-GT,FIA-GT3)	(株)モビリティランド M.O.S.C. (株)GTアソシエーション	国際	ツインリンク もてぎ
23	12/7~9	2018-19 Asian Le Mans Series (LMP2,LMP3,GTE,NE)	富士スピードウェイ(株) FISCO-C	国際	富士

「競技会名称」欄に記載されている()内の記号は、競技車両を指します。 *1 No15 第1回ラリー部会/第1回モータースポーツ審議会審議済 *2 No17 第1回レース部会/第1回モータースポーツ審議会審議済 *3 No18 第1回レース部会/第1回モータースポーツ審議会審議済 *4 No20 第1回レース部会/第1回モータースポーツ審議会審議済 *5 下線部分は申請通りの表記で夫々の選手権の認定は別途公示予定。 *6 当該競技会は開催国ASN (RAAT) よりカレンダー申請予定。

2018年全日本ジムカーナ選手権カレンダー

[公示No.2017-069]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月10日~3月11日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第1戦 TAKUMI OIL CUP GYMKHANA IN TSUKUBA	モータースポーツサークル・スピリッツ 開越スポーツクラブ ザ・マーキングチューカーズ	筑波サーキット コース1000	C
2	3月31日~4月1日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第2戦 広島マツダカップ in TAMADA	チームフルハウス	スポーツランド TAMADA	F
3	4月21日~4月22日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第3戦 オールジャパンジムカーナ イン エビス	奥州ピクトリーサークルクラブ	エビスサーキット 西コース	B
4	5月19日~5月20日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦 ALL JAPAN GYMKHANA in 名阪 まほろば決戦	モータリストクラブ レイジーダブリュエス	名阪スポーツランド Cコース	E
5	6月16日~6月17日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第5戦 2018年JMRC北海道ジムカーナシリーズEXラウンド オールジャパンジムカーナ	カースポーツクラブコクピット AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ ジムカーナコース	A
6	7月14日~7月15日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第6戦 スーパースラローム IN 久万高原	チーム.エトワール 瀬戸風モータースポーツクラブ愛媛 ドライバースクラブルーキー	ハイランドパークみかわ ジムカーナコース	G
7	8月4日~8月5日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第7戦 オールジャパンジムカーナ in SUGO	菅生スポーツクラブ	スポーツランドSUGO 西コース	B
8	8月25日~8月26日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第8戦 SUPER GYMKHANA IN IOX-AROSA	エースナビゲーター &ドライバーズ チームエー・ビー・シー	イオックスアローザスポーツランド	D
9	9月15日~9月16日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第9戦 とびうめジムカーナフェスティバル in 九州	エーアールシーとびうめ ラリーチームクロロード	スピードパーク恋の浦	H
10	9月29日~9月30日	2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第10戦 淀ハイスピードジムカーナ 鈴鹿大会	淀レーシングクラブ	鈴鹿サーキット 国際南コース	D

以上

2018年JAFカップオールジャパンジムカーナ

[公示No.2017-070]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	10月27日~10月28日	2018年JAFカップオールジャパンジムカーナ JMRC全国オールスタージムカーナ in 北海道	AG.メンバーズスポーツクラブ北海道 カースポーツクラブコクピット 新千歳・アクティブ・セーフティ・クラブ	新千歳モーターランド アクティブ・セーフティ・パーク	A

以上

2018年全日本ダートトライアル選手権カレンダー

[公示No.2017-071]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	3月17日~3月18日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第1戦 DIRT-TRIAL in NASU	フォレストスポーツクラブ モータースポーツクラブうめぐみ	丸和オートランド那須	C
2	4月14日~4月15日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第2戦 RASCAL SPRING TRIAL IN KYUSHU	モータースポーツクラブプラスカル 福岡モータースポーツクラブ ラリークラブオオイタ	スピードパーク恋の浦	H
3	5月5日~5月6日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦 2018年東北ダートトライアル IN KIRIYANAI	モータースポーツクラブはちのへ モータースポーツクラブあきた	サーキットパーク切谷内	B
4	5月26日~5月27日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第4戦 北海道ダートスペシャル in スナガワ	AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	オートスポーツランドスナガワ ダートトライアルコース	A
5	6月17日~6月17日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第5戦 ダートスプリント in 門前	スリーアール	輪島市 門前モータースポーツ公園	D
6	7月7日~7月8日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第6戦 NOZAWA ダートトライアル	ラリーチーム.ロードナイト ラリーチームはと車	モーターランド野沢	C
7	7月28日~7月29日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第7戦 TRIAL KYOTO	チームサンダース	コスモスパーク	E
8	9月1日~9月2日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第8戦 スーパートライアル in 今庄	チームシャレット エフオートスポーツクラブ 東濃カースポーツクラブ	オートパーク今庄	D
9	10月6日~10月7日	2018年JAF全日本ダートトライアル選手権第9戦 NANO TOPカップ ダートトライアル IN タカタ	カークラブ錦 チームテスタスポーツ	テクニクステージ タカタ	F

以上

2018年JAFカップオールジャパンダートトライアル

[公示No.2017-072]

	開催日	競技会名称	オーガナイザー	開催場所	地区
1	11月3日~11月4日	2018年JAFカップオールジャパンダートトライアル 2018年JAFカップオールスターダートトライアル イン 九州	チームエムエスエイチ エーアールシーとびうめ モータースポーツクラブプラスカル	スピードパーク恋の浦	H

以上